

苫小牧市消費者教育推進計画(案) 概要

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

- ・「消費者市民社会」の実現に向け、消費者教育の体系的・一体的な推進を行う

2 計画の位置付け

- ・消費者教育推進法第10条第2項に基づく
- ・国の「基本方針」と道の「第2次 北海道消費生活基本計画」を踏まえる
- ・苫小牧市総合計画における基本計画「消費生活」との整合性を図る

3 計画の期間

- ・平成30年度から平成34年度までの5年間

第2章 消費生活を取り巻く現状と課題

1 本市における消費生活相談の課題

- ①消費者センターなどの相談窓口の周知
- ②高齢者の消費者被害防止の取組強化
- ③インターネットに関する消費者トラブルへの対応強化
- ④様々な消費者トラブルに対応できる実践的な能力の育成

2 本市における消費者教育の課題

- ①消費者教育を受ける場の充実とその周知
- ②消費者トラブルについての情報提供の充実
- ③高齢者など被害に遭いやすい人々への見守り強化と関係機関との連携
- ④学校での消費者教育を担う教職員の指導力向上
- ⑤学校での消費者教育内容の体系化
- ⑥消費者教育に関連する他の教育との連携推進
- ⑦様々な消費者トラブルに対応できる実践的な能力の育成

第3章 消費者教育推進の基本的な方針

苫小牧市消費者教育推進の基本方針

- 1 ライフステージや場に応じた体系的な消費者教育を推進する
- 2 消費者教育の担い手の育成を図る
- 3 多様な機関・団体との連携を強化する

第4章 消費者教育推進の施策

1 ライフステージや場に応じた体系的な消費者教育を推進する

- (1)学校教育において、消費者教育の内容充実に努める
- (2)地域・職域において、消費者教育を受ける場の充実とその周知を図る
- (3)各年代に必要な消費者教育の情報を発信する

2 消費者教育の担い手の育成を図る

- (1)消費者センターを消費者教育の拠点とし、その担い手としての消費生活相談員の育成を図る
- (2)学校での消費者教育を担う教職員の指導力向上を支援する
- (3)多様な機関・団体などの協力を得て、消費者教育の担い手の育成を図る

3 多様な機関・団体との連携を強化する

- (1)高齢者等の消費者被害防止のために消費者被害防止ネットワークの活動を活性化させる
- (2)学校・地域等の消費者教育の内容充実のために、多様な機関・団体の知識や人材を活用する
- (3)多様な機関・団体との情報交換に努め、連携を強化する

第5章 計画の推進体制と管理

1 計画の推進体制

- ・消費生活審議会と消費者被害防止ネットワークを活用し、関係団体等と情報交換・連携強化に努めながら、計画の総合的、体系的かつ効果的な推進を図る
- ・「苫小牧市食育推進計画」など市の部局で作成した消費者教育に関連する計画との連携を図る

2 計画の管理

- ・計画の推進状況を消費生活審議会に報告し、審議会での意見を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行う